慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	明治時代における洋式簿記の導入：日本会計通史・序説(2)
Sub Title	Introduction of western-style bookkeeping in the Meiji era
Author	友岡, 賛(Tomooka, Susumu)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2018
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.61, No.2 (2018. 6) ,p.13- 27
JaLC DOI	
Abstract	明治維新にあって会計史における連続と断絶の問題はどのように捉えるべきか。 和式帳合と洋式簿記の関係はどのように捉えるべきか。 洋式簿記による和式簿記の淘汰はどのようにもたらされたのか。洋式複式簿記の一般化はどのように進んだのか。 こうしたことをもって思量する。
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20180600-0013

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田商学研究
第61巻第２号
2018 年 6 月

2017年10月29日掲載承認

明治時代における洋式簿記の導入

―― 日本会計通史・序説（２）――

友　岡　　賛

＜要　　約＞

明治維新にあって会計史における連続と断絶の問題はどのように捉えるべきか。和式帳合と洋式簿記の関係はどのように捉えるべきか。

洋式簿記による和式簿記の淘汰はどのようにもたらされたのか。洋式複式簿記の一般化はどのように進んだのか。

こうしたことをもって思量する。

＜キーワード＞

大蔵省，お雇い外国人，株式会社，銀行，近代化，公会計，国立銀行，紙幣寮，シャンド・システム，1873年，造幣寮，単式簿記，複式簿記，明治維新，洋式簿記，歴史における連続と断絶，和式帳合

明治時代（1868～1911年）

江戸時代が終わるとともに日本の孤立が終わり，その近代化が始まったが，画期的な年は西洋式の簿記が紹介され，近代的な構造による会計の普及が始まった1873年であった。

日本初の西洋式の会計書『帳合之法』が福澤諭吉（1834～1901年）によって書かれ，出版され，また，アレクサンダー・アラン・シャンド（1844～1930年）によって書かれた原稿が翻訳され，1873年12月に日本初の複式簿記書『銀行簿記精法』として刊行された。このシャンドはスコットランドのアバディーンに生を享け，日本政府に奉職するために来日した。1895年には下野直太郎（1866～1939年）が日本固有の概念にもとづく簿記書の嚆矢『簿記精理』を上梓し，爾来，近代的な西洋式の簿記が一般に受容されてきている。

吉田良三（1878～1943年）が著した『会計学』が1910年に刊行され，これはヘンリー・ランド・ハットフィールドの *Modern Accounting* の概訳とされているが，この書の刊行によって静態論の日本への浸透が始まった。

他方，上野道輔（1888～1962年）がヨハン・フリードリヒ・シェアの理論を日本に紹介し，この理論は日本の商法および税制の計算システムに取り入れられた。1917年には吉田や日本に

おける先導的な会計士，東奭五郎（1865～1947年）といった研究者や実務に通じた人々によって日本会計学会が設立された。[1)]

連続と断絶

明治維新についてはまずもって「近世から近代への移行をどのように捉えるか[2)]」という「歴史における連続と断絶[3)]」の問題がある。

これについては例えば「経済や経営は，政治や思想と違って連続的な変化が強い[4)]」といった説もあれば，「近代日本への機械制大工場の技術移転がスムーズになされたのは，幕末経済の発展段階が手工業工場を中心とする水準に達していたから[5)]」といった説もあるが，他方，何もなかったからこそ「スムーズになされた」といった捉え方もあろう。例えば会計に関する近年の例をもっていえば，国際会計基準の導入は歴史に根差した自前の基準をもたない国の方が「スムーズになされた」ということもあろう。

いずれにしても，前稿[6)]および本稿の論に関していえば，この問題は，江戸時代以前の和式帳合と明治時代以降の簿記の間には連続性があるのか，ということであって，また，この問題は，和式帳合は複式簿記か，という問い，あるいは，和式帳合は洋式簿記の影響を受けたのか，という問いにかかわり，なおまた，この二つの問いは例えば下記のような種々の筋書きをもってもたらす。

①和式帳合は洋式簿記の影響を受けて複式簿記となった。
②和式帳合は洋式簿記の影響を受けながらも複式簿記とはならなかった。
③和式帳合は洋式簿記の影響を受けずとも複式簿記となった。
④和式帳合は洋式簿記の影響を受けなかったがために複式簿記とはならなかった。

＜引用について＞
原文における（　）書きや太文字表記や圏点やルビの類いは，原則として，これを省略した。したがって，引用文におけるこの類いのものは，特に断りがない限り，筆者（友岡）による。
また，引用に際して，旧字体は，原則として，これを新字体に改め，促音や拗音の類いが小文字表記されていない場合は小文字表記に改め，漢数字は多くの場合，算用数字に改めるなどの加筆を施している。

1）Kozo Iwanabe, ‘Japan,’ in Michael Chatfield and Richard Vangermeersch（eds.）, *The History of Accounting: An International Encyclopedia*, 1996, pp. 351-352（（　）書きは原文）.
2）石井寛治「歴史における連続と断絶――近世日本と近代日本」『郵政博物館研究紀要』第７号，2016年，12頁。
3）同上，12頁。
4）同上，12頁。
5）同上，12頁。
6）友岡賛「江戸時代以前の和式帳合――日本会計通史・序説（１）」『三田商学研究』第60巻第６号，2018年。

洋式複式簿記の嚆矢

岩辺晃三の説は江戸時代より前の時期に洋式複式簿記の伝来を認め，Kozo Iwanabe の説はその複式簿記が日本の簿記に取り入れられた可能性を示唆しているが，これを否定する通説によれば，洋式簿記の影響をみるには明治維新を待たなければならなかった[7)]。

「２世紀半にわたる鎖国のために，複式簿記の導入が先進国よりもずっとおくれ，ようやく19世紀の後半，明治維新前後に始まったにすぎない[8)]」。

明治維新期におけるその担い手はお雇い外国人と福澤諭吉だった。

「画期的な年」とされる「1873年（明治６年）」は福澤の洋式簿記書とアラン・シャンド（啊爾嗹暹度）（Allan Shand）の洋式複式簿記書がいずれも日本初のものとして刊行された年だった。

「近代会計制度の源流がすでに明治初期にはじまっていたことを，われわれは発見することができる。特に明治６年という年は，制度史的に決定的な意義があった。それは後年の日本の企業会計制度の発展に深刻な影響を与えた二つの文献が出現したことによる[9)]」。

ただし，その前にビセンテ E. ブラガ（Vicente E. Braga）があった。

ブラガ

ポルトガル人のブラガは香港に生を享け，同地の銀行や造幣局に勤務したのち，日本における造幣寮（造幣局）の設立に際して1871年（明治４年）に大阪造幣寮の勘定役兼帳面役として日本の政府に雇傭されたお雇い外国人だった[10)]。

「大阪造幣寮の会計システムはブラガによって構築された[11)]」。

「造幣寮では開業前1870年（明治３年）12月ブラガを招いて簿記組織を立案させ，翌年開業と同時にそれを実施した。造幣寮はしばしばわが国複式簿記採用の初めであるといわれるが，そこで行なわれたのは貨幣価値によるいわゆる官庁簿記ではなくて，物品会計を複式簿記的に処理したものであった[12)]」。すなわち「ブラガが造幣寮で実施した簿記は，貨幣価値による計算ではなくて，金・銀等の重量による計算だった[13)]」が，「（１）取引の二面的把握，（２）貸借の均衡，（３）計算の自検機能，（４）勘定記録形式等[14)]」をもって複式簿記の要件とする西川孝治郎によれば，そうした複式簿記の「わく組には，企業の会計のような貨幣価値計算を盛ることもできれば，造幣会計のような金属の重量計算を盛ることもでき……このわく組による計算記録は，すべて複式簿記

7）同上，17～20頁。
8）西川孝治郎『日本簿記史談』1971年，72頁。
9）黒澤清「財務諸表制度発展史序説」黒澤清（編著）『わが国財務諸表制度の歩み――戦前編』1987年，７頁。
10）西川『日本簿記史談』73～83頁。
11）工藤栄一郎「日本の近代化と西洋簿記の社会化」『企業会計』第68巻第３号，2016年，28頁。
12）西川『日本簿記史談』93頁。
13）同上，93頁。
14）友岡「江戸時代以前の和式帳合」25頁。

である[15]」とされる一方，工藤栄一郎によれば，「日々の業務の記録については，重量を基礎とした複式記入が可能だとしても，最終的な損益をどのようにして計算したのかなどについては，想像をたくましくしても不透明感をぬぐいさることは容易でない。そもそも大蔵省という政府組織の部局である造幣寮にとって，損益を算定する必要があったのだろうか[16]」ともされる。

「造幣寮事務取扱規則には「英文にて記載する簿冊の照憑をなさんため，その事に堪うる日本士官をして……日本文にて計算簿冊を記載し置くべし」と[17]」されており，「ブラガは……英文簿記計算の事務を担当し，かたわら邦人局員に簿記を教えながら，邦文帳簿整理を指導し[18]」，そこでは「物品会計の実務を教えた……が，複式簿記の原則を会得させるために，別に正常の複式簿記を講義した[19]」。

ブラガの指導を受けた造幣寮の職員の一人に三島為嗣があり[20]，この三島の『造幣簿記之法』は手稿本であって[21]，「西洋簿記の知識が社会的に広く普及するような直接的な効果を持つものではなかった[22]」とはいえ，「わが国最初の簿記教科書で……しかも内容は物量計算による複式簿記で，世界に他に類例がない[23]」。1873年に造幣寮において簿記の講習が行われた際，講師を務めたのが計算課長の三島であって，この『造幣簿記之法』はその頃に脱稿されたとされている[24]。

「造幣寮には開設の初めから……多数の雇外人がいて……日本官員に技術や事務を教えたが，邦人が漸次それを修得したので，明治８年（1875年）の初め多くの雇外人を解職し[25]」たなかにあって，しかし，「ブラガは，明治８年２月以後引続き大蔵本省において「簿記計算方の方法取調べ，かたわら省中の官員へ伝習」を担当した。彼は明治11年（1878年）７月大蔵省を離れたが，わが政府は彼の指導にしたがい，12年（1879年）以後複式簿記を採用した。それがその後単式簿記に変更されて今日に至っている[26]」。

複式簿記の採用と単式簿記への変更はいずれも頗る重要なことながら，「どうして複式法が選択されたのか[27]」，「どうして複式簿記は廃されることとなるのか[28]」については後述される。

「ブラガは明治11年７月31日大蔵省を退いたが，造幣寮以来ほとんど８年の間に彼について西

15）西川孝治郎「造幣寮簿記の研究」『會計』第93巻第３号，1968年，27～28頁。
16）工藤「日本の近代化と西洋簿記の社会化」28頁。
17）西川『日本簿記史談』93頁。
18）同上，92頁。
19）同上，102頁。
20）同上，92頁。
21）ただし，後年，下記のものとして公刊されている。
　三島為嗣／西川孝治郎（編集解説）『造幣簿記之法』1981年。
22）工藤「日本の近代化と西洋簿記の社会化」28頁。
23）西川孝治郎『文献解題　日本簿記学生成史』1982年，118頁。
24）同上，112，114頁。
25）西川『日本簿記史談』103頁。
26）同上，103～104頁。
27）Eiichiro Kudo, ‘Why did the 19th Century Japanese Government Adopt the Double-entry in the Accounting System?’ *Studies in Foreign Affairs*, Vol. 40, No. 2, 2013, p. 55.
28）*Ibid.*, pp. 54-55.

洋簿記を学んだ者は相当の数にのぼり，それが造幣寮および大蔵省内はむろんのこと，会計検査院，陸海軍，各府県等広い範囲にわたって洋式簿記の実施に当たった[29]」。

『帳合之法』[30]

さて，福澤である。

思想家にして教育家，慶應義塾の創立者として知られ，交詢社を起こし，『時事新報』を創刊した福澤には，『西洋事情』，『学問のすゝめ』，『文明論之概略』のほか，多数の著訳書があるが，その訳書の一つにアメリカ簿記書の翻訳『帳合之法』がある。

木版刷り半紙判和綴じ本４冊からなるこの『帳合之法』は２編構成になっており，まず「略式」と題して単式簿記を扱う初編の２冊（巻之一，巻之二）が1873年６月，ついで「本式」と題して複式簿記を扱う二編の２冊（巻之三，巻之四）が1874年（明治７年）６月，ともに慶應義塾出版局から刊行されている[31]。

「原書にある「シングル・エンタリ」の字を此書に略式と訳し，「ドウブル・エンタリ」を本式と訳したれども，此訳字よく原意に叶ふものに非ず。「シングル・エンタリ」とは一重に記すと云ふ義，「ドウブル・エンタリ」とは二重に記すと云ふ義なり[32]」と凡例の末尾に述べられるそのシングル・エンタリを扱う初編は日本初の洋式簿記書とされている。

「此帳合之法の原書は，千八百七十一年アメリカ商売学校の先生「ブライヤント」並に「スタラットン」の両人が著述せし学校用「ブックキイピング」と云ふ書なり。「ブックキイピング」とは帳合のことなり[33]」と凡例の冒頭でも解説されているこの『帳合之法』の原書 *Bryant and Stratton's Common School Book-keeping: Embracing Single and Double Entry*（1861年初版，訳書は1871年版）はアメリカおよびカナダにチェーン組織を有した専門学校のテキストであり，広く読まれ版を重ねた学習段階別シリーズ３編の初級編に該る。

イタリア式簿記にもとづく帳簿システムが解説されている。日記帳，清書帳（仕訳帳），大帳（元帳）という３帳簿が示され，「勘定の主たる帳面は大帳なり[34]」として元帳が中核に置かれている。

福澤は士族出身だったことから，「余が著訳書中最も面倒にして最も筆を労したるものは帳合之法なり[35]」と『福澤全集緒言』にて述懐しているが，日本人の理解に意を払って訳出されている。「ブックキーピングを帳合と訳して簿記の字を用ひざりしは，余り俗に過ぎたる故か今日行は

29）西川『日本簿記史談』109頁。
30）友岡賛『歴史にふれる会計学』1996年，117～126頁。
31）この書には下記の訳がある。
　ブライヤント，スタラットン／福澤諭吉（訳）／水野昭彦（現代語訳）『帳合之法』2009年。
32）ブライヤント，スタラットン／福澤諭吉（訳）『帳合之法　初編』1873年，巻之一，「凡例」８丁表～８丁裏。
33）同上，巻之一，「凡例」１丁表。
34）ブライヤント，スタラットン／福澤諭吉（訳）『帳合之法　二編』1874年，巻之三，５丁表。
35）福澤諭吉『福澤全集緒言』1897年，106頁。

るゝを見ず[36]」としているように，簿記を意味する「帳合」こそ通用されないが，随所に巧みな訳語がある。

「日本流に書けば文字長く随て帳面も多くなりて迚も実用に適せず[37]」として，旧来の定位文字による記数法に替えて，初めて漢数字の十進法縦書きを採用，これによる帳簿形式は後続の多くの簿記書が倣い用い，また，この記数法は簿記のみならず広く一般化した。

さらにまた，「借」，「貸」の語について「日本人に分り易くするには，或はこれを出と入とに書替へ[38]」とする訳者注の着想は福澤門下生に継承され，のちに一時，盛んに用いられた収支簿記に発展したともされる。

凡例中の訳者序に該るところは「古来日本国中に於て，学者は必ず貧乏なり，金持は必ず無学なり[39]」に始まり，簿記を学ぶことの意義を啓蒙的に説いている。

すなわち，一方には「商売は士君子の業に非らず[40]」とする学者，そして他方には「商売に学問は不用なり[41]」とする金持ちがあり，この両者「をして此帳合の法を学ばしめなば，始て西洋実学の実たる所以を知り……天下の経済，更に一面目を改め，全国の力を増すに至らん[42]」とし，この書『帳合之法』は旧来の学問観をもつ者をして「独立の大志を起さしめんとするの趣意なり[43]」というが，そこに『学問のすゝめ』の福澤思想の一具現があるとされる。すなわち，同時期に上梓の『学問のすゝめ』は独立を鼓吹，「何ぞ必ずしも和漢洋の書を読むのみを以て学問と云ふの理あらんや[44]」とし，「帳合も学問なり[45]」としているが，この『学問のすゝめ』に示した新しい価値観，学問観の一具現が『帳合之法』とされる。

『帳合之法』は諸学校のテキストとして全国各地に用いられ，また，爾後の多くの簿記書の範となった。

「私は維新後早く帳合之法と云ふ簿記法の書を翻訳して，今日世の中にある簿記の書は皆私の訳例に倣ふて書いたものである[46]」とのちに『福翁自傳』にいう福澤[47]は，「日本国中一ヶ所にても真の帳合法を用ひ度，私の素願に御座候[48]」と初編刊行の数か月後の書翰（滋賀県令，松田道之宛，1873年11月６日付け）でも述べているように，西洋式簿記の普及に多面的に尽力しており，初期

36）同上，18頁。
37）同上，107頁。
38）ブライヤント，スタラットン／福澤（訳）『帳合之法　初編』巻之一，９丁裏～10丁表。
39）同上，巻之一，「凡例」１丁裏。
40）同上，巻之一，「凡例」１丁裏。
41）同上，巻之一，「凡例」１丁裏。
42）同上，巻之一，「凡例」２丁表。
43）同上，巻之一，「凡例」６丁裏。
44）福澤諭吉『学問のすゝめ　二編』1873年，４頁。
45）同上，４頁。
46）福澤諭吉『福翁自傳』1899年，458頁。
47）ただし，彼自身は「ダカラ私は簿記の黒人（くろうと）でなければならぬ，所が読書家の考と商売人の考とは別のものと見えて，私は此簿記法を実に活用することが出来ぬのみか，他人の記した帳簿を見ても甚だ受取が悪い」（同上，458～459頁）と述べている（なお，『福澤諭吉全集』収録の『福翁自傳』には「此簿記法を実地に」と記されている（慶應義塾（編纂）『福澤諭吉全集　第７巻』1959年，218頁））。
48）慶應義塾（編纂）『福澤諭吉全集　第17巻』1961年，158頁。

の簿記書の著訳者には慶應義塾に学んだ者が多く，『銀行簿記精法』の訳者（削補校正者）に小林雄七郎，宇佐川秀次郎，『馬耳蘇氏記簿法』（1875年）ほかの訳者，小林儀秀，『三菱商業学校簿記学階梯』（1878年）ほかの著者，森下岩楠，森島修太郎がいる。

ただし，『帳合之法』自体は，前述のように，諸学校のテキストとして全国に弘まったが，実践への普及は一般商家に家伝の簿記の存在がこれを妨げた。前述のブラガの造幣寮や後述のシャンドの紙幣寮などについては「これらの場所は在来の帳合も何もない全くの処女地であったから，西洋簿記は直ちにそこに定着し，後にはそれが拠点になってさらに国内の他の場所に広まった」[49]とされているが，商家には「在来」があった。「洋式簿記は，大企業や銀行など伝統簿記が存在しなかった新興の企業から順次導入されていった。が，全国の中小商店では，伝統簿記がすぐに駆逐されていったわけではなく，相当長い間命脈を保った」[50]。

福澤いわく，「明治６年の頃帳合之法を発行して，書物は売れたれども，扨この帳合法を商家の実地に用ひて店の帳面を改革したる者は甚だ少し。聊か落胆せざるを得ず」[51]。

この件（くだり）は「其実用に適せざるは尚ほ忍ぶべしとするも，遇ま当時新進の商人又は会社などにて西洋風を気取り，万般の施設を新奇にして，帳簿は無論彼国の流儀に限るなどゝて新法を採用したる者の中には，商運非にして往々失敗したる連中も少なからず。其原因は必ずしも帳合法の罪に非ざる可けれども，著者の身に於ては蔭ながら赤面せざるを得ず」[52]と続いているが，他方，実業家の中村道太のように『帳合之法』を「理解し商売の実践に生かした人物」[53]もあった。「福澤の推薦により明治５年（1872年）10月，早矢仕有的が経営する丸屋商社（後の丸善）に入り共同経営者となった……中村は丸屋の帳簿を一新して西洋式簿記を取り入れ，６年には丸屋商社内で「帳合の法」を講義し始めている」[54]が，前に引いた福澤の「私の素願に御座候」の書翰もこの中村のことに言及している。

「私に一友人あり，名を中村道太と云ふ。……横浜の丸屋社中に入り，商売を業となし，弊塾出版局にも関係あり。此人頗る帳合に委しく，丸屋社中の商売，諸店合して１年10万両よりも多く，其帳合の法全く西洋流に従ひ，拙訳帳合の法に拠て其出納を司るものは右中村氏１名なり」[55]。

なお，『帳合之法』をテキストに用いた「西洋帳合稽古」[56]の嚆矢はこれが「丸屋商社内」においてのものであって，初編が刊行された1873年６月に丸屋に設けられた帳合稽古所においてその翌月から早速に稽古が行われている[57]。

49）西川孝治郎「日本会計史〔２〕　洋式簿記のわが国への導入」小島男佐夫（責任編集）『体系近代会計学〔第６巻〕　会計史および会計学史』1979年，295頁。

50）田中孝治「日本の伝統簿記と洋式簿記の導入――日本簿記史」平林喜博（編著）『近代会計成立史』2005年，134頁。

51）福澤『福澤全集緒言』122頁。

52）同上，122頁。

53）末木孝典「福澤諭吉をめぐる人々　その９　中村道太」『三田評論』第1207号，2017年，42頁。

54）同上，42頁（二つ目の（　）書きは原文）。

55）慶應義塾（編纂）『福澤諭吉全集　第17巻』158頁。

56）西川『日本簿記史談』229頁。

57）同上，229頁。
山内慶太「福沢諭吉門下生による会計教育の全国展開」『企業会計』第68巻第３号，2016年，37頁。

ただし，「『帳合之法』に対する高い評価は……その内容に対するものでは必ずしもない[58]」ともされ，例えば太田哲三（東京商科大学名誉教授[59]）によれば，「「帳合の法」は短かいものであって……これは福沢諭吉の著述であるが，作者がかかる知名の先覚者でなかったら，こんなに有名にはならなかったと思われる。帳簿様式もたて書であり，大したものではない。その原著にしても権威あるものではない。紐育で簿記学校をやっていて，その教科書として使われたものらしい[60]」とされ，下野直太郎（東京高等商業学校教授[61]）に至っては「「帳合の法」は，自分も中学で学んだが，いま見ると，よくもこんな粗末なものが書けたものと驚くばかりである。序文だけは立派だが本文は内容貧弱で，ただ文字で何円何銭と金額を記す代りに，数字をならべ位取りにてこれを示す法を紹介した。アラビヤ数字を用いず，日本数字を縦列にしたのは，その時代の程度を斟酌して，これに適応したものであろう。……この書物はその序文ほど世間に効能がなかった[62]」と酷評しているが，しかしながら，そうした下野も「序文……は立派」と認めている。

また，『福澤全集緒言』において「之を訳して商人の実用に供せんとするには，先づ日本商家の実際に取引する模様を知り，商家通用の言葉を知ること肝要なり[63]」と述べられているように，福澤は「商人が実用可能な内容とすべく，商家で用いられている言葉を知ることから始めて[64]」おり，「簿記用語の邦訳は，当時の商家で用いられる言葉に合わせるよう努められているため，学習者にとって理解しやすいものとなっていたと考えられ……『帳合之法』は，学習者に実学としての西洋簿記の必要性を啓蒙するとともに，西洋簿記を日本文化に適合させる工夫がなされた簿記書といえ……日本固有の簿記手法と西洋簿記との差異を緩和し，西洋簿記を日本に普及させるための緩衝材としての役割を担ったと考えられる[65]」ともされている。

『銀行簿記精法[66]』

他方，いま一つの書『銀行簿記精法』は日本初の複式簿記書とされる。

木版刷り美濃紙判和綴じ本５冊からなるこの書は1873年12月に大蔵省から刊行されたが，その著者はスコットランド人のシャンドだった。

アバディーンに生まれたシャンドは若くして来日し，チャータード・マーカンタイル銀行（Chartered Mercantile Bank of India, London and China[67]）の横浜支店に勤務，経理業務ほかに従事し

58）原田奈々子「明治初期における複式簿記受容の歩みと『帳合之法』の貢献」『杏林社会科学研究』第19巻第３号，2003年，81頁。
59）太田については次々稿に述べられる。
60）太田哲三『会計学の40年』1956年，60頁（太田哲三『近代会計側面誌――会計学の60年』1968年，57頁）。
61）下野については次稿に述べられる。
62）西川『日本簿記史談』226頁。
63）福澤『福澤全集緒言』107頁。
64）津村怜花「福沢による西洋簿記現地化の試み」『企業会計』第68巻第３号，2016年，19頁。
65）津村怜花「明治初期の簿記書研究――『帳合之法』の果たした役割」『會計』第172巻第６号，2007年，125～126頁。
66）友岡『歴史にふれる会計学』122～126頁。

ていたが，1872年８月，紙幣寮書記官として大蔵省に雇傭された。日本政府は1872年12月に国立銀行条例を公布して銀行制度の成立を図ったが，そこで設立される銀行の帳簿システムの立案がシャンドに委ねられたのだった。

シャンドは，銀行における実務経験にもとづき，また，イギリスの知名の銀行書，ジェームズ・ウィリアム・ギルバート（James William Gilbart）著『実践銀行論』（*A Practical Treatise on Banking*）における銀行簿記に関する解説を参考にして，伝票，現金式総合仕訳帳，および総勘定元帳からなる複式簿記の帳簿システムを案出したとされている[68]。シャンドの原稿は紙幣寮の同僚によって翻訳，削補校正され，刊行されたが，これより先に刊行されていた『帳合之法　初編』が，前述のように，単式簿記を扱うものだったため，複式簿記書としてはこの『銀行簿記精法』が日本初ということになる。

大蔵省紙幣頭，芳川顕正による序は「天下の事，会計より重きはなし[69]」と始まり，「簿記法は勘定を附込む法と云ふ義にして，其法二種あり。一を単記（シングルエントリー）と云ひ，一を複記（ドーブルエントリー）と云ふ[70]」と始まる凡例は「複記の法を用ゆれば，如何程混雑したる勘定にても唯貸借両方を突合す一事を以て全体の正誤を判ずるを得るのみならず，若誤謬あれば其本原を索出し直ちに之を改正するを得るなり[71]」と複記式の自検機能をもって説く[72]。

『銀行簿記精法』は「実に周到に作られた銀行会計における記録のマニュアルで[73]」あって，『帳合之法』が「典型的な簿記入門の「初級用テキスト」であるのと好対照をなしている[74]」ともされ，『銀行簿記精法』「と『帳合之法』とでは，簿記のレベルは，これはもう問題にならない。仕訳帳制をとってみても，前者は「複合制」，後者は「単一制」である[75]」とされる。

国立銀行条例を受けて1873年に設立された日本初の銀行にして，また，株式会社としても最初のものないし「わが国で最初の完備した株式会社[76]」とされる第一国立銀行（第一勧業銀行を経て，みずほ銀行）はその年に第１回の決算を行ったが，シャンド式簿記による記帳にもとづき，国立銀行条例および別に制定された国立銀行定期報告差出方規則にしたがって作成されたその決算報告書（1873年12月31日付け）はこれも日本初のものとされている。

また，翌々年には減価償却が行われている。「近代会計ないし今日の会計は一般に「発生主義会計」と称され，ときに減価償却は発生主義をもって代表するともされ[77]」ているが，「わが国減

67）当時の正式の表記は「印度龍動及支那チャルトルド・メルカンタイル銀行」（西川『日本簿記史談』128～129頁）。

68）ただし，例えば黒澤清はギルバートの『実践銀行論』による影響を否定し，『銀行簿記精法』の簿記法をもって日本特有の簿記法として高く評価している（黒澤清『日本会計制度発展史』1990年，45頁）。

69）啊爾嗹暹度／海老原濟，梅浦精一（訳）／芳川顕正（督纂）『銀行簿記精法』1873年，「序」１丁表。

70）同上，「凡例」１丁表（（　）書きは原文）。

71）同上，「凡例」２丁表。

72）ただし，「凡例はシャンドの原案の不足部分を補ったものである。……資料はシャンドの提供と思われるものが多い」（西川『文献解題　日本簿記学生成史』26頁）。

73）久野秀男『わが国財務諸表制度生成史の研究』1987年，329頁。

74）同上，329頁。

75）同上，329頁。

76）同上，１頁。

価償却史における第一走者は……第一国立銀行と第四国立銀行（現在の第四銀行）とであった[78]」とされる。この２行は1875年にシャンドの勧告ないし指導にもとづいて減価償却を開始している[79]。

なお，『銀行簿記精法』については「決算並びに財務諸表に関する解説を悉く欠いている点[80]」がときに指摘され，「「銀行簿記精法」のもっていた最も大きな会計方法上の欠陥は決算に関する記帳手続が全然解説されていない点であった[81][82]」ともされているが，『銀行簿記精法』「は「会計記録」のマニュアルであり，「国立銀行定期報告差出方規則」は「会計報告」のマニュアル……これらがふたつで一組というわけである[83]」とされる。

この『銀行簿記精法』における簿記法は銀行簿記としてのちに長く用いられ，また，「シャンド式簿記」ないし「シャンド・システム」とも呼ばれ，「実務に即したものであった[84]」こともあって，銀行のみならず，「銀行以外の多くの会社の簿記実務に……影響を与えている[85][86]」。

第一国立銀行に後続し，各地に次々と設立された国立銀行（発券銀行）はすべてシャンド・システムを採用した。第一国立銀行設立の推進役であった渋澤栄一は大蔵省を退官して，同行の総監役[87]に就き，1875年には頭取に就任しているが，この渋澤は彼こそが叙上の各地の国立銀行にシャンド・システムを普及させたのだった[88]。

ただし，明治政府は1882年（明治15年）に日本銀行条例を制定，国立銀行による発券制度を廃し，発券を中央銀行（日本銀行）に集中することとし，したがって，各地の国立銀行はすべて普通銀行に転換するに至った[89]が，しかし，その後も「シャンド・システムは……昭和40年代の初期にいたるまで，わが国のすべての銀行の会計システムとして実施されてき[90]」ており，「日本銀行

77）友岡賛『会計と会計学のレーゾン・デートル』2018年，119頁。

78）高寺貞男『明治減価償却史の研究』1974年，35頁。

79）同上，28～35頁。

80）久野『わが国財務諸表制度生成史の研究』２頁。

81）片野一郎『日本・銀行簿記精説』1956年，96頁。

82）ただし，この批判には次のような「想像」が続いている。

「これは，洋式簿記に関してまったくの文盲であったその当時のわが国の実情に即して火急に複式簿記知識を導入する必要上，とりあえず借方貸方の記入方法と帳簿の記入技術を習わせて実践の用に資するためには，混み入った決算手続は後日改めて教示するというのが「精法」編纂上の基本的な考え方であったと想像するのが，まず至当であろう」（同上，96頁）。

83）久野『わが国財務諸表制度生成史の研究』２頁。

84）津村怜花「『銀行簿記精法』（1873）に関する一考察」『六甲台論集――経営学編』第56巻第１号，2009年，48頁。

85）津村怜花「和式帳合と複式簿記の輸入――江戸時代から明治時代にかけて」中野常男，清水泰洋（編著）『近代会計史入門』2014年，145頁。

86）「シャンド・システムは，銀行経営に適用されたばかりでなく，明治中期以降の産業革命の進展に伴ない，多くの商工業経営にも浸透するにいたった」（黒澤『日本会計制度発展史』４頁）とされているが，この点については次稿に述べられる。

87）「頭取およびその他の重役の上に，総監役と称する地位を特別に設けて……」（黒澤清「近代簿記会計の誕生――銀行簿記精法，帳合之法と制度会計の史的源泉」青木茂男（編）『日本会計発達史――わが国会計学の生成と展望』1976年，13頁）。

88）同上，３～４，12頁。
黒澤『日本会計制度発展史』４，11頁。

89）同上，12頁。

90）同上，13頁。

が，その会計制度上で，シャンド・システムから完全に離脱したのは昭和40年代の半ば頃のこと[91]」とされる。

なお，「簿記書の書名に「簿記」という言葉を用いたのは，本書（『銀行簿記精法』）が最初である。それは……国立銀行条例の第24条で，「銀行簿記計算報告書等書例ノ事ヲ明ニス」と「簿記」という言葉が用いられていたことから，それとの統一を考えたのであろう[92][93]」。

政府会計への複式簿記の導入

さて，政府においては「どうして複式法が選択されたのか」，「どうして複式簿記は廃されることとなるのか」。

工藤は次のように述べている。

> 「財政負担の激増[94]」を受けて「明治政府は，初期段階から，国家財政を会計によって有効に規律づける必要性を自覚し，そのための制度の改廃を繰り返し行ってきた。……そして1876年（明治９年），大蔵省は，まず自身の会計システムに対して西洋式の複式簿記を採用することを決断した……。大蔵省が，なぜ，自律性ある国家財政制度のための新しい会計システムに西洋簿記を採用しようとしたのか，その理由については明らかではない。だが，大蔵省が管轄する大阪造幣寮での西洋簿記による会計実践を，大蔵省自身，ある種の「成功体験」と受けとめていたのではないだろうか。それだからこそ，本省においても西洋式の複式簿記を導入しようと計画し，そのためにブラガを雇い入れたのだと思われる[95]」。

確かに「「造幣寮には開設の初めから……多数の雇外人がいて……日本官員に技術や事務を教えたが，邦人が漸次それを修得したので，明治８年の初め多くの雇外人を解職し」たなかにあって，しかし，「ブラガは，明治８年２月以後引続き大蔵本省において「簿記計算方の方法取調べ，かたわら省中の官員へ伝習」を担当した」のだった。

> 「省内の会計に新しい会計実践が導入されて１年半ほどが経過した1878年２月，「西洋複記式記簿ノ方法ハ出納上必須」であるので，これを全国規模で普及させるため，すべての府県に対して関連する業務につく職員を東京に派遣し西洋簿記の講習を受けさせるという通達を出した。さらに，同年８月には大蔵省だけでなく，すべての省庁に「複記帳簿ノ法」を適用するよう稟議申請された。……その結果，1878年11月に「計算簿記条例」が通達さ

91）同上，12頁。
92）岡下敏「わが国への簿記の導入とその定着」小林健吾（編著）『日本会計制度成立史』1994年，36頁。
93）「当初は book keeping を福沢諭吉は帳合之法と，加藤斌および……小林儀秀は記簿と訳してまちまちであったわけであるが，それが「簿記」に統一されるのは明治も20年になってからのことである」（同上，36頁）。
94）工藤「日本の近代化と西洋簿記の社会化」29頁。
95）同上，29頁。

れた。そこには「各庁金銭ノ出納計算ハ総テ『複記法』ニ拠テ帳簿ヘ記入スヘシ」（第1条）とあり，明治初期のある一定期間，日本の政府会計は完全に複式簿記を採用することとなったのである[96]」。

亀井孝文は明治時代における日本の公会計の発展過程をもって表[97]のように4区分に捉え，また，「各庁金銭ノ出納計算ハ総テ複記法ニ拠テ帳簿ヘ記入スヘシ」とする「計算簿記条例の第1条からわかるように，すべての省庁で複記法を用いることが明文化されており，わが国公会計史上画期的な規定が制定されたといってよい[98][99]」としているが，工藤が述べているように，「明治初期のある一定期間」であって，亀井は，1879年より1889年まで，をもって「「複式簿記」の時代」と呼んでいる[100]。

さて，どうして複式簿記は廃されたのか。

これについては「その理由の一つは中央銀行である日本銀行が政府から国庫金の管理を委ねられたことである[101]」とされ，1889年に国庫制度が「独立金庫制から中央銀行への委託金制に転換された[102][103]」ことが挙げられ，「その結果，各省庁は最早，自ら資金管理を行う必要がなくなり，したがって，複式は適切（suitable）ではないと考えたのかもしれない[104]」ともされる。「適切ではない」というよりも，「必要ではない」というべきかもしれないが，コスト・ベネフィットを考量すると「適切ではない」，ということだろうか。

あるいはまた，かつては「財政負担の激増」があったが，やがて財政の好転がみられたため，ともされる[105]。経済状態が良好であれば，手間の掛かる精緻（ちゃんとした）な会計は止めておこう，という事例はときにみることができ，例えば17世紀のオランダ東インド会社にあって，在外商館（支店）の会計は「複式簿記による優れたもの[106]」だったのに対して，本国の会計は「貧弱なもの[107]」だったこと

96）同上，30頁（（　）書きは原文）。
97）亀井孝文『明治国づくりのなかの公会計』2006年，17頁。
98）同上，85頁。
99）ただし，「ただ，……この複記法をもってただちに「複式簿記」と解釈するかどうかについて多少の異論はあるかもしれない」（同上，85頁）と続けている。
100）同上，51～53頁。
101）Kudo, ‘Why did the 19th Century Japanese Government Adopt the Double-entry in the Accounting System?’ p. 55.
102）亀井『明治国づくりのなかの公会計』110頁。
103）「明治15年（1882年）6月，日本銀行条例によって日本銀行が創設され，翌16年（1883年）4月には同行に国庫金の取り扱いを命じている。しかし，日本銀行が取り扱ったのは租税収入金のみであり，支出業務を取り扱う現金支払所は金庫局であるという不統一な状況を生じさせた。それを収納も支払いも統一しようとしたのが明治20年（1887年）の国庫金出納所設置であり，その実際の出納事務の担当が日本銀行に委託されたのである。ただ，この段階では日本銀行の出納事務取扱いは全面的なものではなく，なお大蔵省金庫局の管轄下に置かれていた。日本銀行が国庫金に関する出納事務を全面的に取り扱う制度が整うには明治22年12月の「金庫規則」を待つこととなる」（同上，110頁）。
104）Kudo, ‘Why did the 19th Century Japanese Government Adopt the Double-entry in the Accounting System?’ p. 55.
105）工藤談。
106）橋本武久『ネーデルラント簿記史論――Simon Stevin 簿記論研究』2008年，148頁。

表　公会計の発展過程

第１期	1879年の計算簿記条例の施行に至るまで	「大蔵省内部で……「複式簿記」の記帳法に関する学習が行われ……さらに，大蔵省の強力な主導によって公会計への「複式簿記」の導入が提唱され，その記帳法を義務づける明治11年制定の計算簿記条例が翌年には全省に適用され……「複式簿記」による記帳法採用という劇的な制度形成にまで至った……時期」[108]
第２期	1881年（明治14年）の会計法の制定に至るまで	「全省において「複式簿記」が導入されるとともに，公会計制度に関してどの国を模範とするかが次第に明確になってきた時代で……結論的にいえば，フランス会計制度の影響を強く受けた時代」[109]
第３期	1889年（明治22年）まで	「公会計制度の枠組みと細部にわたるシステム化が進行した時代」[110]
第４期	1889年の明治憲法の制定時以降	「明治憲法の附属法として制定されたいわゆる明治会計法の制定以後の時代で……それまでの歳入歳出予算の執行記録に関して採用されてきた記帳法が一部を除いて基本的に複式簿記から離脱するという，明治12年とは全く逆の方向における２度目の劇的変化を敢行した時代の始まり」[111]

にみることができ，在外商館については（報告義務が存在したことに加えて）「損益状態の不良」[112]が指摘され，本国については（外部報告の必要性がなかったことに加えて）「潤沢な利益の享受」[113]が指摘されている。

ただし，「明治政府成立当初は大幅な赤字を計上しているが，比較的早期に財政バランスの改善に取り組み1875年頃には経常的な歳入歳出のレベルでは均衡財政が達成されていた」[114]ともされる。

近代化の象徴

「西洋式の会計技法は近代化の象徴であって，技術移転の一部として採用された。換言すれば，それは単なる産業技術以上のものであった。政府の指導者たちは西洋式の会計技法をもって近代国家建設に必須のものと看做していた」[115]。

107）同上，136頁。
108）亀井『明治国づくりのなかの公会計』18頁。
109）同上，18頁。
110）同上，18頁。
111）同上，18～19頁。
112）橋本『ネーデルラント簿記史論』148頁。
113）同上，148頁。
114）大森徹「明治初期の財政構造改革・累積債務処理とその影響」『金融研究』第20巻第３号，2001年，121頁。
115）Eiichiro Kudo, ‘Accounting Knowledge and Merchant Education in Japan: An Historical and Comparative Study,’ *The Commercial Review of Seinan Gakuin University*, Vol. 62, No. 2, 2015, p. 24.

文　献

ブライヤント（H. B. Bryant），スタラットン（H. D. Stratton）／福澤諭吉（訳）『帳合之法　初編』慶應義塾出版局，1873年。
ブライヤント（H. B. Bryant），スタラットン（H. D. Stratton）／福澤諭吉（訳）『帳合之法　二編』慶應義塾出版局，1874年。
ブライヤント（H. B. Bryant），スタラットン（H. D. Stratton）／福澤諭吉（訳）／水野昭彦（現代語訳）『帳合之法』水野昭彦，2009年。
福澤諭吉『学問のすゝめ　二編』福澤諭吉，1873年。
福澤諭吉『福澤全集緒言』時事新報社，1897年。
福澤諭吉『福翁自伝』時事新報社，1899年。
原田奈々子「明治初期における複式簿記受容の歩みと『帳合之法』の貢献」『杏林社会科学研究』第19巻第３号，2003年。
橋本武久『ネーデルラント簿記史論――Simon Stevin 簿記論研究』同文館出版，2008年。
久野秀男『わが国財務諸表制度生成史の研究』学習院大学，1987年。
石井寛治「歴史における連続と断絶――近世日本と近代日本」『郵政博物館研究紀要』第７号，2016年。
Kozo Iwanabe, 'Japan,' in Michael Chatfield and Richard Vangermeersch (eds.), *The History of Accounting: An International Encyclopedia*, Garland Publishing, 1996.
亀井孝文『明治国づくりのなかの公会計』白桃書房，2006年。
片野一郎『日本・銀行簿記精説』中央経済社，1956年。
慶應義塾（編纂）『福澤諭吉全集　第７巻』岩波書店，1959年。
慶應義塾（編纂）『福澤諭吉全集　第17巻』岩波書店，1961年。
Eiichiro Kudo, 'Why did the 19th Century Japanese Government Adopt the Double-entry in the Accounting System?' *Studies in Foreign Affairs*, Vol. 40, No. 2, 2013.
Eiichiro Kudo, 'Accounting Knowledge and Merchant Education in Japan: An Historical and Comparative Study,' *The Commercial Review of Seinan Gakuin University*, Vol. 62, No. 2, 2015.
工藤栄一郎「日本の近代化と西洋簿記の社会化」『企業会計』第68巻第３号，2016年。
黒澤清「近代簿記会計の誕生――銀行簿記精法，帳合之法と制度会計の史的源泉」青木茂男（編）『日本会計発達史――わが国会計学の生成と展望』同友館，1976年。
黒澤清「財務諸表制度発展史序説」黒澤清（編著）『わが国財務諸表制度の歩み――戦前編』雄松堂出版，1987年。
黒澤清『日本会計制度発展史』財経詳報社，1990年。
三島為嗣／西川孝治郎（編集解説）『造幣簿記之法』雄松堂書店，1981年。
西川孝治郎「造幣寮簿記の研究」『會計』第93巻第３号，1968年。
西川孝治郎『日本簿記史談』同文舘出版，1971年。
西川孝治郎「日本会計史〔２〕　洋式簿記のわが国への導入」小島男佐夫（責任編集）『体系近代会計学［第６巻］　会計史および会計学史』中央経済社，1979年。
西川孝治郎『文献解題　日本簿記学生成史』雄松堂書店，1982年。
岡下敏「わが国への簿記の導入とその定着」小林健吾（編著）『日本会計制度成立史』東京経済情報出版，1994年。
大森徹「明治初期の財政構造改革・累積債務処理とその影響」『金融研究』第20巻第３号，2001年。
太田哲三『会計学の40年』中央経済社，1956年。
太田哲三『近代会計側面誌――会計学の60年』中央経済社，1968年。
啊爾嗹暹度（Allan Shand）／海老原濟，梅浦精一（訳）／芳川顕正（督纂）『銀行簿記精法』大蔵省，1873年。
末木孝典「福澤諭吉をめぐる人々　その９　中村道太」『三田評論』第1207号，2017年。
高寺貞男『明治減価償却史の研究』未來社，1974年。
田中孝治「日本の伝統簿記と洋式簿記の導入――日本簿記史」平林喜博（編著）『近代会計成立史』同文舘出版，2005年。
友岡賛『歴史にふれる会計学』有斐閣，1996年。
友岡賛（監修）『ルカ・パチョーリの『スムマ』から福澤へ――複式簿記の伝播と会計の進化』慶應義塾図書館，

2012年。
友岡賛『会計学原理』税務経理協会，2012年。
友岡賛『会計学の基本問題』慶應義塾大学出版会，2016年。
友岡賛『会計と会計学のレーゾン・デートル』慶應義塾大学出版会，2018年。
友岡賛『会計の歴史（改訂版）』税務経理協会，2018年。
友岡賛「江戸時代以前の和式帳合――日本会計通史・序説（1）」『三田商学研究』第60巻第6号，2018年。
津村怜花「明治初期の簿記書研究――『帳合之法』の果たした役割」『會計』第172巻第6号，2007年。
津村怜花「『銀行簿記精法』（1873）に関する一考察」『六甲台論集――経営学編』第56巻第1号，2009年。
津村怜花「和式帳合と複式簿記の輸入――江戸時代から明治時代にかけて」中野常男，清水泰洋（編著）『近代会計史入門』同文舘出版，2014年。
津村怜花「福沢による西洋簿記現地化の試み」『企業会計』第68巻第3号，2016年。
山内慶太「福沢諭吉門下生による会計教育の全国展開」『企業会計』第68巻第3号，2016年。

2017年10月29日成稿